

安全安心な貸切バスを実現するために

一般社団法人 沖縄県バス協会
沖縄総合事務局指定
一般貸切旅客自動車運送適正化実施機関

貸切バス適正化事業について

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられました。

また、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて適正化事業実施機関が巡回指導を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受けて、当バス協会は本県における一般貸切旅客自動車運送事業者への適正化実施機関となることを目指し、関係者の理解と協力を得ながら、平成29年6月26日付で沖縄総合事務局長より指定を受け、貸切バス適正化事業を行うこととなりました。

目 的

沖縄県内における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることによって、公共の福祉に寄与することを目的とする。

事 業 内 容

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止、その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導。
2. 貸切バス事業者以外の者が貸切バス事業を經營する行為の防止を図るための啓発活動。
3. 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理
5. 貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営
6. その他法人の目的を達成するために必要な事業

府運陸交第95号

認 可 書

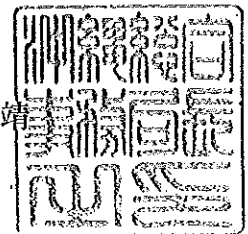
一般社団法人沖縄県バス協会
会長 合田 憲夫 殿

平成31年3月4日付け沖バス協第60号で申請のあった平成31年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画の認可申請については、道路運送法第43条の14第1項の規定により、申請のとおり認可する。

平成31年3月8日

内閣府沖縄総合事務局長

能登 靖



平成31年適正化事業予算書

平成 31年 4月 1日 から平成 32年 3月 31日 まで

科 目	合計	備 考
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		負担金収入は基本は一括払い。ただし分割払いも認める。
(1) 経常収益		
関係団体負担金営業所割収入	7,560,000	
関係団体負担金車両割収入	8,127,000	
受取負担金計	15,687,000	
雑収益		
受取利息		
雑収入	0	
雑収益計	0	
事業活動収入計	15,687,000	
2. 事業活動支出		
①事業費支出		調査指導費：調査指導のための旅費交通費等（明治橋仮駐機場合む）
調査指導費	1,500,000	
委託費	3,470,000	
事業費支出計	4,970,000	
②管理費支出		
職員給与等	9,679,000	職員給与 首席1名、事務員1名
福利厚生費	60,000	福利厚生費：健康診断2名分
法定福利費	850,000	
委員会費	200,000	
賃借料	1,106,400	
渉外費	7,000	
謝金	230,000	
通信運搬費	90,000	
消耗什器備品費	100,000	
消耗品費	200,000	
印刷製本費	90,000	
車両維持費	200,000	
光熱水料費	130,000	
旅費交通費	130,000	
図書費	27,000	
新聞購読料	33,960	
財務指導費	22,000	
車両リース料	401,760	
雑費	80,000	
管理費支出計	13,637,120	
事業活動支出計	18,607,120	
事業活動収支差額	-2,920,120	
3. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		
(2) 経常外費用		
支払利息		
経常外費用計		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額		
一般正味財産期首残高	9,453,759	
一般正味財産期末残高	6,533,639	
II 投資活動収支の部		
(1) 投資活動収入		
借入収入	0	
投資活動収入計	0	
(2) 投資活動支出		
借入返済支出	0	
投資活動支出計	0	
投資活動増減額	0	
III 負担金調整費支出		
(1) 負担金調整費	0	
負担金調整費支出増減額	0	
IV 当期収支差額	-2,920,120	
前月繰越収支差額	9,453,759	
次月繰越収支差額	6,533,639	

1. 平成31年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画・・・(資料1)

1) 巡回指導の実施（沖縄総合事務局管内60営業所）

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導計画を立て、公正かつ的確に行うとともに、改善を必要とする事業者に対してはきめ細かな指導を実施する。（国の監査対象等を除く。）
- (2) 関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労・睡眠不足運転、速度超過等を防止する啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
 (巡回指導計画)・・・平成31年2月1日現在の事業所及び営業所を対象

実施月	日数	営業所数	実施区域	備考
4月	4日	4ヶ所		
5月	4日	4ヶ所		
6月	3日	3ヶ所		
7月	8日	8ヶ所		
8月	11日	11ヶ所		
9月	7日	6ヶ所		
10月	9日	7ヶ所		
11月	5日	5ヶ所		
12月	4日	4ヶ所		
1月	6日	5ヶ所		
2月	4日	3ヶ所		
3月		計60ヶ所	平成31年度、47事業所・60営業所	

※国との調整又は、天候等により変更が生じる事もあります。

※独立行政法人自動車事故対策機構へ一部事項につき委託し実施致します。

府運陸交第93号

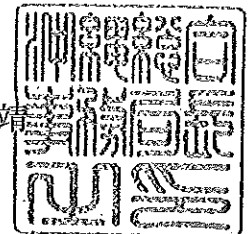
認 可 書

一般社団法人沖縄県バス協会
会長 合田 憲夫 殿

平成31年3月4日付け沖バス協第61号で申請のあった一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法の認可申請については、道路運送法第43条の15第2項の規定により、申請のとおり認可する。

平成31年3月8日

内閣府沖縄総合事務局長 能登 靖



平成31年度負担金の額及び徴収方法

一般社団法人沖縄県バス協会
貸切バス適正化事業実施本部

1. 負担金の額

- ① 1営業所あたり1ヶ年・・・・・・・・・・105,000円
② 1両あたり1ヶ年・・・・・・・・・・7,000円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

負担金の請求は平成31年2月1日現在の営業所数及び貸切バス登録車両数をもって、1ヶ年分の負担額を算出し期首において請求する。

なお、負担金の納付は上記金額により算出し、一括払いで支払う方法又は分割を希望する場合は四半期ごとに分割して納付することができる。

ただし、基本的には6月末日の一括払いとするが、分割方式については、4/4半期については、2月末日を納付期限とする。

3. 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合は、以下のとおり取り扱います。負担金の精算の要否については下表のとおりとします。

事業の廃止、許可取消	精算を要する
事業の休止、再開	精算を要する
事業の譲渡及び譲受、事業の分割、合併、相続	精算を要する
事業計画の変更 ・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内営業所を有しないこととなった場合	精算を要する
事業計画の変更（上記以外）	精算を要しない

(4) 納付期限・・・・・・・・・・別紙請求書に記載のとおりとします。

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

平成31年度負担金の算出基礎

負担金単価の算出に当たっては、前年度同様に平成31年事業年度の適正化事業実施に必要な経費 18,607,120 円を算出した。

これに対して負担金収入は、15,687,000 円となり 2,920,120 円の過不足となる。主たる要因として、負担金収入で、①平成30年度において事業者負担額を軽減すべく営業所割及び車両割負担額の減額を図った事 ②事業の休廃止に伴う営業所数及び車両数の減少に伴う事が考えられる。

一方、経費においては一般管理費の他、新たな事業の実施が経費の増加に繋がったと見える。

本来ならば、算出した必要経費に見合う負担金額の収入を計上すべきところですが、平成30年度仮決算（H30.4～H31.3）では経費の節減等、平成31年度一般正味財産期首残高が当初予定額（≒8,000,000円）の約145万円を上回る≒9,450,000円を計上する事ができた。

この為、過不足金≒290万円については、前年度繰越残高≒945万円からの取り崩しを行い、平成31年度過不足金への充当することで、引き続き事業者の負担額の軽減を図る事と致しました。

なお、負担金額については、営業所数（78→72）及び車両数（1,172台→1,161台）が前年度と殆ど変動がないこと又、平成30年度及び平成31年度一般正味財産期首残高を考慮した場合、営業所割及び車両割負担金については、当面、全年度額に据え置くことと致します。

又、負担金の徴収方法についても前年度同様と致します。

「参照」

- 1) 平成31年度年間必要経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18,607,120 円
 2) 平成31年度収入（源資）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25,140,759 円

- ① 負担金収入：営業所割 72営業所×@ 105,000 円 = (7,560,000 円)
 ② ；車両割 1,161 台×@ 7,000 円 = (8,127,000 円)
 ③ 前年度一般正味財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (9,453,759 円)
 ① 7,560,000 円 + ② 8,127,000 円 + ③ 9,453,759 円 = (25,140,759 円)

- 3) 平成32年度一般正味財産期首残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6,533,639 円
 平成31年度収入（源資）円 25,140,759 - 18,607,120 円年間必要経費
 = (6,533,639 円)